

## 災害ネットワーク協定書

社会福祉法人津山市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人津山青年会議所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が、災害時において、被災者支援の災害ボランティア活動を行う団体又は個人を支援するため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲及び乙は津山市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）及び公益社団法人日本青年会議所中国地区協議会並びに岡山ブロック協議会へ、被災情報と必要な要請を報告し、次に掲げる事項について相互に各組織の機能等を最大限に活用し協力を行う。

- （1）被災地の状況や災害ボランティア活動に関する情報等の収集及び提供
- （2）災害ボランティア活動における、救援・支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- （3）センター及び他市町村災害ボランティアセンターが開設された場合の運営への支援
- （4）その他、センターの立ち上げに関すること

### （ボランティア保険）

第3条 乙から派遣される者は、甲が窓口となっているボランティア活動保険に必ず加入する。

### （平時の協力）

第4条 甲及び乙は、平常時から相互に連携・協力し、以下の活動を行う。

- （1）センターの設置・運営に関する情報等の共有
- （2）センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- （3）センターの設置・運営訓練に関する協力
- （4）その他、甲乙が必要と認めた活動

### （連絡会議の運営）

第5条 甲及び乙は、相互の連携・協力のため、以下の方法で連絡会議を開催する。

- （1）年1回以上の開催
- （2）甲及び乙が定める者の出席
- （3）甲及び乙の合意による関係者の出席

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙はセンター運営に関わり知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、センター閉鎖後も同様とする。

### （体制の引継ぎ）

第7条 甲乙いずれかの担当者または災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は相互に災害時担当窓口者等の確認を行い、連絡調整が円滑に行われるように努める。

### （有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の日3か月前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

### （協議）

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月26日

甲 住所 岡山県津山市山北520 津山市総合福祉会館内  
社会福祉法人 津山市社会福祉協議会

会長 〇、み 3



乙 住所 岡山県津山市山下30-9 津山商工会館内  
一般社団法人 津山青年会議所

理事長

橋本安弘

